

○なら食と農の魅力創造国際大学校条例

昭和五十八年三月十九日

奈良県条例第十四号

〔奈良県農業大学校条例〕をここに公布する。

なら食と農の魅力創造国際大学校条例

(平二六条例九・改称)

(設置)

第一条 就農意欲の高い者に対し、農業経営及び農業技術等に関する実践的な能力を修得させることにより、新規の農業経営者を養成するとともに、飲食業への就業意欲の高い者に対し、飲食業経営、調理技術等に関する実践的な能力を修得させることにより、新規の飲食業経営者を養成し、もつて地域の振興に寄与するため、なら食と農の魅力創造国際大学校（以下「大学校」という。）を桜井市に設置する。

2 大学校に、飲食業経営、調理技術等の実践的な能力を習得させるため、実践オーベルジュ棟を設置する。

3 大学校に、大学校の有する教育機能の向上、食と農を通じた交流の促進及び地域の活性化に寄与するため、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）を設置する。

(平一七条例七・平二六条例五五・平二六条例九・令三条例六四・一部改正)

(学科、修業期間等)

第二条 大学校の学科は、アグリマネジメント学科及びフードクリエイティブ学科とし、修業期間は、原則として二年とする。

2 大学校は、前項に定めるもののほか、短期の研修を行うものとし、その内容及び修業期間は、知事が定める。

(平一七条例七・全改、平二六条例九・一部改正)

(入学等の資格)

第三条 大学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者とする。

2 短期の研修を受けることができる者は、農業を営む者、飲食業を営む者その他知事が研修を受けさせることが適当と認めた者とする。

(平一七条例七・平二六条例九・一部改正)

(入学等の承認)

第四条 大学校に入学しようとする者又は短期の研修を受けようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(平一七条例七・平二六条例九・一部改正)

(入学考査料)

第五条 大学校の入学を志願する者は、次の入学考査料を県に納付しなければならない。

- 一 アグリマネジメント学科 二千二百円
- 二 フードクリエイティブ学科 一万七千円

- 2 入学考査料は、入学願書に添えて納付しなければならない。
- 3 知事は、特別な理由があると認めるときは、入学考査料の全部又は一部を免除することができる。
- 4 既納の入学考査料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る既納の入学考査料については、この限りでない。
 - 一 出願の受付後に出願の資格のない者であることが判明した者で個別学力検査が行われなかった者
 - 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要があると認める者
- 5 前項第一号に該当する者に還付する入学考査料の額は、規則で定める。

(平二六条例九・追加)

(入学科)

第六条 第四条の規定により大学校に入学を承認された者は、次の入学科を県に納付しなければならない。

- 一 アグリマネジメント学科 五千六百五十円
- 二 フードクリエイティブ学科 二十八万二千元

- 2 入学科は、入学手続をする際に納付しなければならない。
- 3 知事は、特別な理由があると認めるときは、入学科の全部又は一部を免除することができる。
- 4 既納の入学科は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

(平二六条例九・追加)

(授業料等)

第七条 大学校に入学した者は、授業料を納めなければならない。

2 授業料の額は、次のとおりとする。

- 一 アグリマネジメント学科 十一万八千八百円
- 二 フードクリエイティブ学科 五十三万五千八百円

3 授業料は、次の期に分ち、知事の指定する期日に納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、授業料を分割して納めさせることができる。

学科	前期	後期
アグリマネジメント学科	五万九千四百円	五万九千四百円
フードクリエイティブ学科	二十六万七千九百円	二十六万七千九百円

4 大学校が行う短期の研修を受ける者は、受講料を知事の指定する期日までに納めなければならない。

5 前項の受講料の一回当たりの額は、次の表のとおりとする。

種別	全日研修	半日研修
アグリマネジメント学科に係る研修	七百円	三百五十円
フードクリエイティブ学科に係る研修	三千三百円	千六百五十円

6 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料又は受講料の全部又は一部を免除することができる。

7 既納の授業料又は受講料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

(昭六〇条例二二・昭六一条例二七・平一七条例七・一部改正、平二六条例九・旧第五条繰下・一部改正、平二八条例四九・令六条例二六・一部改正)

(手数料)

第八条 大学校において、次項各号に掲げる証明を受けようとする者は、手数料を納めなければならない。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 卒業証明（卒業見込証明を含む。） 一件につき 五百円
- 二 成績証明 同 五百円
- 三 在学証明（在学した期間の証明を含む。） 同 五百円
- 四 進学に関する証明（調書を含む。） 同 五百円

3 手数料は、証明を受けようとする際、納めなければならない。

4 前三項の規定は、在学中の者については、適用しない。

(昭六〇条例二二・平元条例三〇・一部改正、平二六条例九・旧第六条繰下)

(使用の承認)

第九条 実践オーベルジュ棟の別表第一又はセミナーハウスの別表第二に掲げる施設、設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができる。

一 大学校の設置目的に違反するとき。

二 公益を害するおそれがあるとき。

三 実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

五 実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの管理上支障があるとき。

3 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（平二六条例九・追加・旧第七条繰下、令三条例六四・一部改正）

(使用の承認の取消し等)

第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 偽りその他不正の手段によつて使用の承認を受けたとき。

三 使用の承認の条件に違反したとき。

四 前条第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

五 公益上特に必要があるとき。

（平二六条例九・追加・旧第八条繰下）

(損害賠償)

第十一条 実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

（平二六条例九・追加・旧第九条繰下、令三条例六四・一部改正）

(使用料)

第十二条 使用の承認を受けた者は、実践オーベルジュ棟にあつては別表第一に、セミナーハウスにあつては別表第二に定める額の使用料を、規則で定めるところにより、納めなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平二六条例九・追加・旧第十条繰下、令三条例六四・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第十三条 実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)である法人は、主として実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの管理を行う指定管理者になることができない。ただし、知事、副知事並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百二十二条に規定するもの(県が出資しているものに限る。)については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 知事は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が大学校の設置目的を達成するために必要と認める基準

(平二六条例九・追加・旧第十一条繰下、令三条例六四・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第十四条 指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの管理を行わなければならない。

(平二六条例九・追加・旧第十二条繰下、令三条例六四・一部改正)

(指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)

第十五条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第十条に規定する施設の使用の承認に関する業務
 - 二 第十一条の規定による施設の使用の承認の取消し等に関する業務
 - 三 実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受等に関する業務
 - 四 実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの施設、設備等の維持管理に関する業務
 - 五 実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの利用の促進に関する業務
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(平二六条例九・追加・旧第十三条繰下・一部改正、令三条例六四・一部改正)

(利用料金)

第十六条 第十三条第一項の規定により実践オーベルジュ棟又はセミナーハウスの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、実践オーベルジュ棟にあつては別表第一に、セミナーハウスにあつては別表第二に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平二六条例九・追加・旧第十四条繰下・一部改正、令三条例六四・一部改正)

(その他)

第十七条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平二六条例九・旧第七条繰下・旧第十五条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(奈良県農業大学校設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 奈良県農業大学校設置条例(昭和四十五年九月奈良県条例第十九号)

二 奈良県農業大学校における授業料等に関する条例(昭和四十六年三月奈良県条例第五十号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の奈良県農業大学校設置条例に基づく奈良県農業大学校(以下「旧大学校」という。)に在学している者は、この条例第二条に規定する大学校の教育部に編入するものとする。

4 前項の規定により、編入される者に関し必要な事項は、知事が別に定める。

5 第六条第一項から第三項までの規定は、昭和五十八年三月三十一日以前に旧大学校を卒業し、又は退学した者に係る手数料について準用する。

別表第一(第九条、第十二条、第十六条関係)

(平二六条例九・追加・一部改正、平三一条例二九・一部改正、令三条例六四・旧

別表・一部改正、令六条例五・一部改正)

一 実践オーベルジュ棟の施設及びその使用料

施設	使用料	
実践バンケット	午前(午前九時から正午まで)	五千四百円
	午後(午後一時から午後五時まで)	七千三百円
	午前・午後(午前九時から午後五時まで)	一万二千八百円
	夜間(午後六時から午後九時まで)	七千百円
	午後・夜間(午後一時から午後九時まで)	一万四千円

		まで)	
		全日（午前九時から午後九時まで）	一万八千三百円
宿泊	スイートルーム	一室一泊	七万七千六百円
室	ツインルーム	一室一泊	三万千八百円

備考 特定日(十二月二十七日から翌年一月六日までの日その他近傍同種の宿泊施設の宿泊料金その他の事情を勘案し規則で定める日をいう。)に宿泊室を使用する場合の使用料は、この表に定める金額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とする。

二 実践オーベルジュ棟の設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

別表第二（第九条、第十二条、第十六条関係）

（令三条例六四・追加、令八条例三四・一部改正）

一 セミナーハウスの施設及びその使用料

施設	使用料	
セミナールーム1	午前（午前九時から正午まで）	四、六〇〇円
	午後（午後一時から午後五時まで）	六、一〇〇円
	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	一〇、七〇〇円
	夜間（午後六時から午後九時まで）	六、〇〇〇円
	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	一一、八〇〇円
	全日（午前九時から午後九時まで）	一五、三〇〇円
セミナールーム2	午前（午前九時から正午まで）	二、二〇〇円
	午後（午後一時から午後五時まで）	二、九〇〇円
	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	五、〇〇〇円
	夜間（午後六時から午後九時まで）	二、八〇〇円
	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	五、五〇〇円
	全日（午前九時から午後九時まで）	七、二〇〇円
調理実習室	午前（午前九時から正午まで）	三、〇〇〇円
	午後（午後一時から午後五時まで）	四、〇〇〇円
	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	六、九〇〇円
	夜間（午後六時から午後九時まで）	三、九〇〇円

		午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	七、六〇〇円
		全日（午前九時から午後九時まで）	九、九〇〇円
宿 泊 室	ツインルーム	一室一泊	三八、五〇〇円
	シングル ルーム	大学校の学生が使用する 場合	一室一月 一室一泊 二六、七〇〇円 一、七〇〇円
		その他の者が使用する 場合	一室一泊 一〇、六〇〇円

備考 特定日（十二月二十七日から翌年一月六日までの日その他近傍同種の宿泊施設の宿泊料金その他の事情を勘案し規則で定める日をいう。）に宿泊室を使用する場合の使用料は、この表に定める金額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とする。

二 セミナーハウスの設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

附 則（昭和六〇年条例第二二号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 3 施行日の前日において医科大学、医科大学大学院、短期大学、高等学校又は農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年条例第二七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十八条の規定並びに第二十七条の規定（奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条の改正規定を除く。）並びに附則第五項及び第六項の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 5 昭和六十二年三月三十一日に医科大学、医科大学大学院、短期大学、高等学校又は農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 6 昭和六十二年四月一日以後に高等学校に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（平成元年条例第三〇号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の奈良県農業大学校条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第一項の教育部は、改正後の奈良県農業大学校条例第二条第一項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日において当該教育部に在学している者が当該教育部に在学しなくなる日までの間、なお存続するものとする。
- 3 平成十八年三月三十一日において、改正前の条例の規定に基づく奈良県農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第五五号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第九号）

（施行期日）

- 1 この条例中第一条の規定は平成二十七年四月一日から、第二条及び次項の規定は平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四項の規定 公布の日

二 第二条中第十五条を第十七条とする改正規定、第十四条第一項の改正規定、第十四条を第十六条とする改正規定、第十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、第十三条を第十五条とし、第六条から第十二条までを二条ずつ繰り下げる改正規定、第五条を第七条とし、第四条の次に二条を加える改正規定、別表の改正規定並びに附則第三項の規定
平成二十七年九月一日

（経過措置）

- 2 なら食と農の魅力創造国際大学校は、第二条の規定による改正後のなら食と農の魅力創造国際大学校条例（次項において「改正後の条例」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、規則で定める日まで桜井市及び橿原市に置くものとする。

（規則で定める日＝平成二八年規則第七号で、平成二八年八月三十一日）

- 3 第二条中第十五条を第十七条とする改正規定、第十四条第一項の改正規定、第十四条を第十六条とする改正規定、第十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、第十三条を第十五条とし、第六条から第十二条までを二条ずつ繰り下げる改正規定、第五条を第七条とし、

第四条の次に二条を加える改正規定並びに別表の改正規定の施行前に第二条の規定による改正前の奈良県農業大学校条例第一条第一項に規定する奈良県農業大学校に入学した者に係る入学料及び授業料については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 第一条の規定による改正後の奈良県農業大学校条例（この項において「改正後の条例」という。）第十三条第一項の規定による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、第一条の規定の施行前においても、改正後の条例第十三条第一項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成二八年条例第四九号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年条例第二九号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五項の規定 公布の日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め)

- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則（令和三年条例第六四号）

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(令和三年規則第二六号で令和四年九月一日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後のなら食と農の魅力創造国際大学校条例(以下「新条例」という。)第十三条第一項の規定による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により指定を受けた者は、施行日前においても、新条例第十五条第一項に規定する業務の開始に必要な準備行為を行うことができる。

(施行日以後の利用料金の額の定め)

4 施行日以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則 (令和六年条例第二六号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年条例第五号)

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後のなら食と農の魅力創造国際大学校条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則 (令和八年条例第三四号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二及び三 略

四 第四条及び第十一条の規定並びに第十五条中奈良県立都市公園条例別表第四の十二の1の表及び十三の表の改正規定 令和九年四月一日

(この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後のなら歴史芸術文化村条例、橿原公苑使用条例、な

ら食と農の魅力創造国際大学校条例又は奈良県立都市公園条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。